

## 介護サービス事業所向け短期集中予防サービスに関する研修会開催要領

### 1. 目的

自立支援・重度化防止の取組強化の一つとして、要支援者等を対象として、短期間（原則3か月間）専門職が介入し、効果的に運動機能等の改善を図る「短期集中予防サービス※」について、県内に広く普及させるため、先進地講師を招聘し、事業所向けに研修を実施

※介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスの一つ（別紙参照）

### 2. 実施方法

WEB研修（Zoom）

### 3. 対象

リハビリを提供する介護サービス事業所（通所介護、通所リハビリ、訪問リハビリ等）

### 4. 開催日時

開催日：令和4年11月20日（日） 13:00～15:00

「研修スケジュール」

13:00～13:05	開会・挨拶
13:05～13:15	和歌山県の介護保険の状況及び短期集中予防サービスの実施状況
13:15～14:45	講義「短期集中予防サービスの実施について（仮称）」
14:45～15:00	質疑応答
15:00	閉会

### 5. 参加申込

参加申込書（別紙3）を、令和4年10月31日（月）までにメールまたはFAXで下記送付先あて提出。

送付先      メール：[achikita\\_t0001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:achikita_t0001@pref.wakayama.lg.jp)  
FAX:073-441-2523

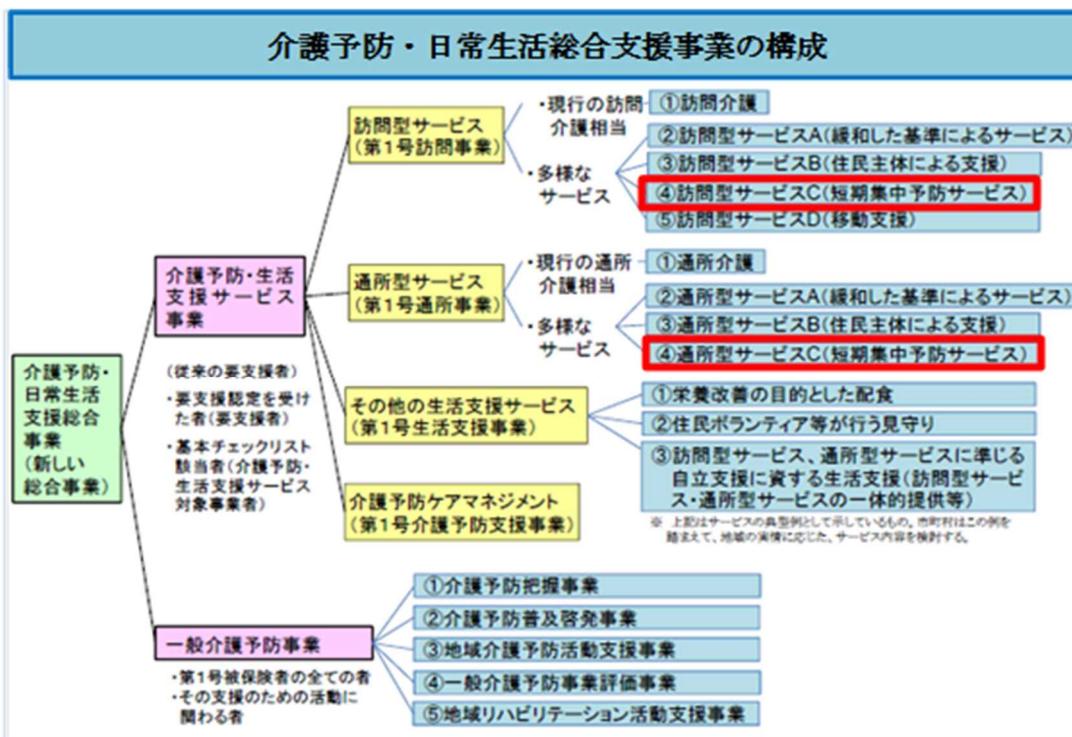


表1 訪問型サービス

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB(住民主体による支援)	④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD(移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者</li> <li>・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等</li> </ul> ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</li> <li>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</li> </ul> ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

表2 通所型サービス

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB(住民主体による支援)	④通所型サービスC(短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>○「多様なサービス」の利用が難しいケース</li> <li>○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース</li> </ul> ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等</li> </ul> ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者+ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)